

谷山第二地区 第28号

区画整理だより

発行 鹿児島市 建設局 都市計画部 谷山都市整備課

〒891-0194

鹿児島市谷山中央四丁目4927番地

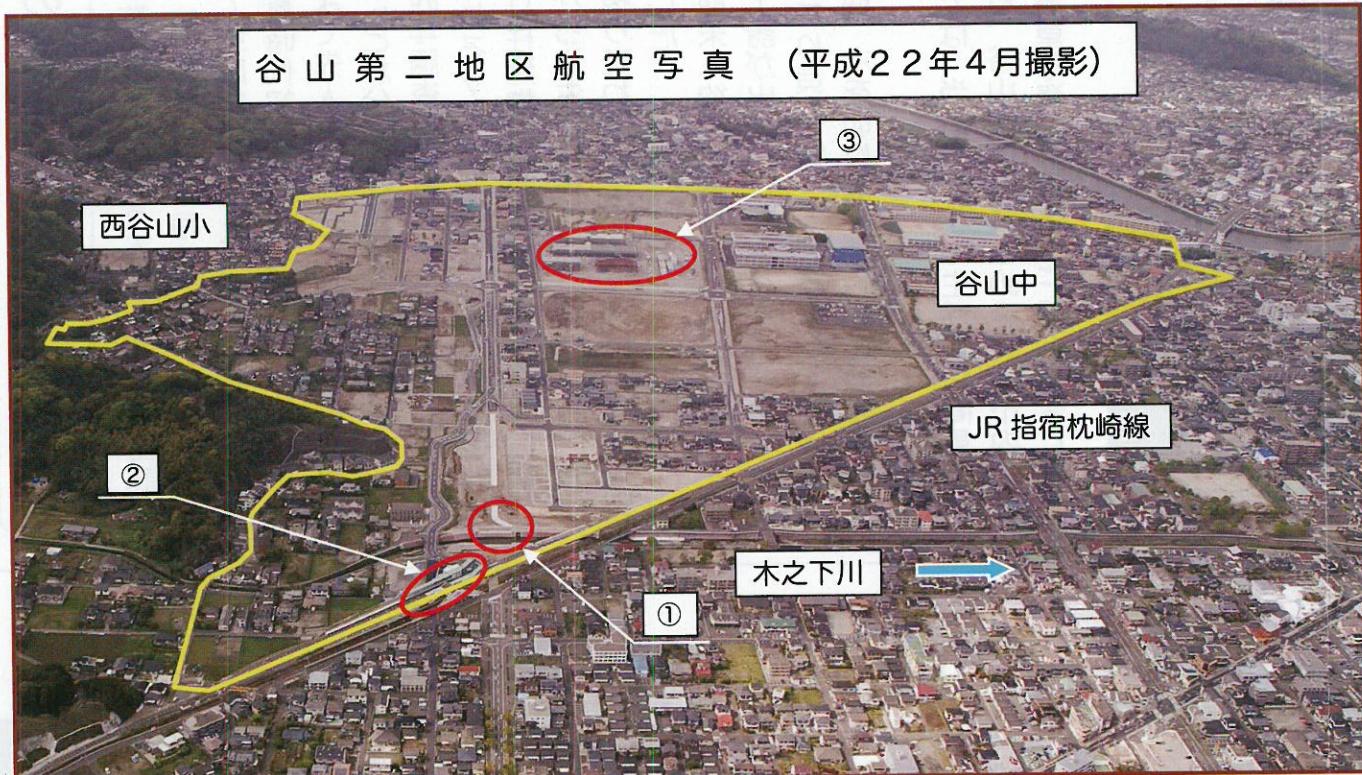
谷山支所3階

谷山第二地区係 Tel 099-269-8436(直通)

工事係 Tel 099-269-2141(直通)

補償係 Tel 099-269-8437(直通)

谷山駅周辺地区係 Tel 099-269-8435(直通)



谷山第二地区の事業につきましては、平成二十二年度も皆様方のご理解とご協力を得ながら進めてまいりました。不動寺本城線などの幹線道路や不動寺・本城地区的敷地造成の一部などが完成いたしました。工事期間中は、何かとご迷惑をおかけしましたが、ご協力いただきありがとうございました。なお、平成二十一年度末現在での進捗状況は、事業ベースで約八一%となっております。

平成二十二年度の執行状況

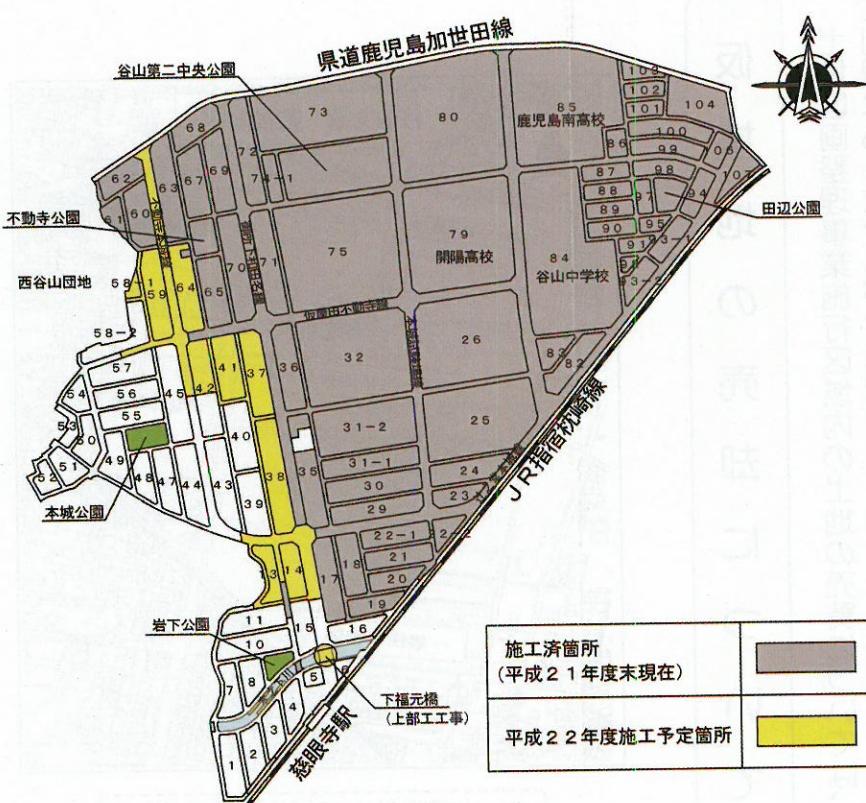


平成二十二年度の谷山第一地区土地区画整理事業の当初予算是、約十八億円で主な内容は次のとおりです。

- 建物移転 四八棟
(不動寺・本城・岩下地区の建物移転)
- 幹線道路築造 六五〇m
(御所下和田名線・不動寺本城線)
- 区画道路築造 一、〇三六m
(不動寺・本城地区の一部)
- 埋蔵文化財発掘調査
- 橋梁整備(下福元橋上部工及び橋面工)

平成二十二年度の予算について

平成22年度施工予定図



また、公共下水道事業(谷山第二地区)の予算は、約一億七千百万円で次のとおり実施する予定です。
○陣之平川外2水路改良 約四四六m
木之下川改修事業の予算は、約一億五千三百万円で次のとおり実施する予定です。
○護岸築造 一五六m
○その他、連続立体交差事業への負担金の支出等
今年度も事業を円滑に進めることができますよう、引き続きみなさま方のご理解とご協力をよろしくお願ひいたします。なお、今年度に工事を予定している箇所は、図のとおりです。

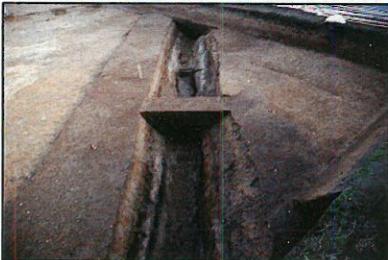
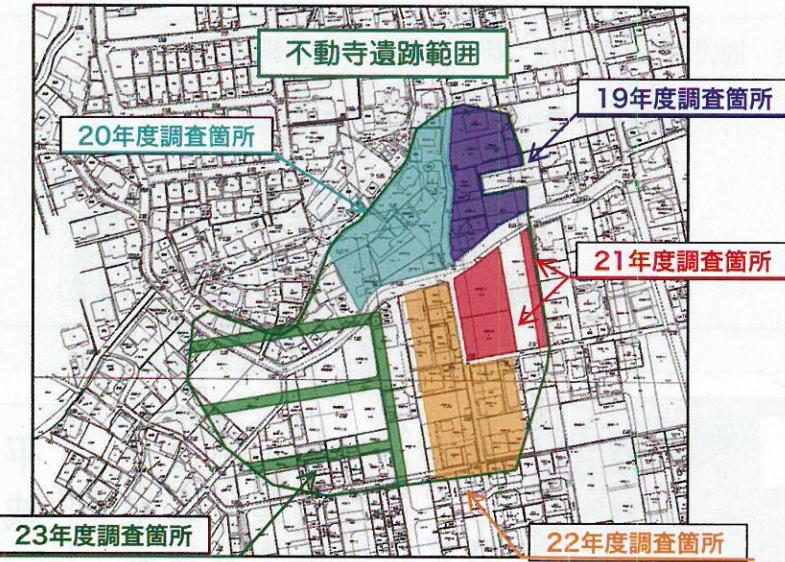
埋蔵文化財の発掘調査について

谷山第一地区土地区画整理事業に伴う不動寺遺跡第三調査区の発掘調査が、昨年十一月から三月中旬までの三ヶ月半に渡り、市教育委員会によって実施されました。その結果、今回調査された第二調査区は鎌倉時代初め（約八百年前）から縄文時代中期末（約四千年前）まで先人達が永きにわたり生活を営んでいた遺跡であることが分かりました。

今回の発掘調査では、昨年調査した第一調査区で見つかった鎌倉時代のものと考えられるV字の形をした溝跡の延長部分や平安時代の建物跡（掘立柱建物跡）が三棟見つかりました。その他、縄文時代中期末から弥生時代の初めにかけての川跡が数多く見つかり、流れの移り変わりによって地形が大きく変わつていく様子が分かりました。

遺物では、縄文時代中期末（約四千年前）から後期（約三千年前）にかけての鉢形の土器が出土しました。この土器は、指や棒状のもので線を引いたり貝殻の縁を突き刺して模様を入れたりしています。その他、木を切り倒すための石斧などもできました。

このように不動寺遺跡では、当時の人々の生活を垣間見ることのできる資料が見つかり、谷山地域をはじめ鹿児島市内の歴史を考える上でも非常に貴重な資料を得ることができました。



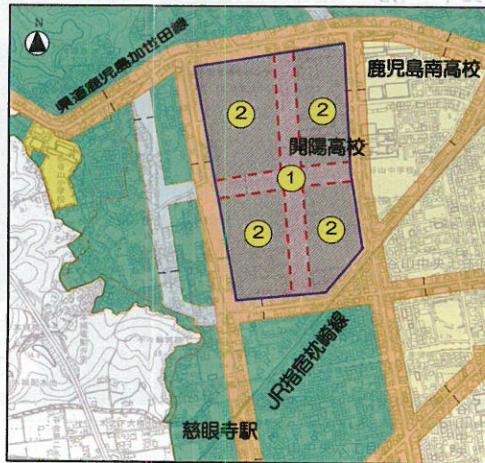
溝跡

掘立柱建物跡

地区サービス	一般住宅地区	文教・福祉
地幹線道路沿いの業務系用途を許容する地区	地区で低層で環境良好な専用住宅地の形成を図る 学校教育関連施設や少子・超高齢化に配慮した福祉関連施設を位置づける土地利用の促進を図る地区	谷山文教・福祉地区

○地区計画（谷山文教・福祉地区）の概要

	箇所名	変更前	変更後
①	補助幹線道路 ※計画道路境界 線より20m	第二種低層 住居専用地域 (100/60)	第二種中高層 住居専用地域 (200/60)
②	面部分	第一種低層 住居専用地域 (100/60)	



○用途地域の変更の概要

平成二十二年三月二十五日から谷山第一地区土地区画整理事業の県農業試験場跡地等の区域において、用途地域及び容積率が変更となりました。また、地区計画（谷山文教・福祉地区）が都市計画決定されました。

今回の用途地域の変更と地区計画について、お尋ねになりたい方は、[都市計画課（電話：099-216-1378）](tel:099-216-1378)にお問い合わせください。

用途地域の変更と地区計画の決定について

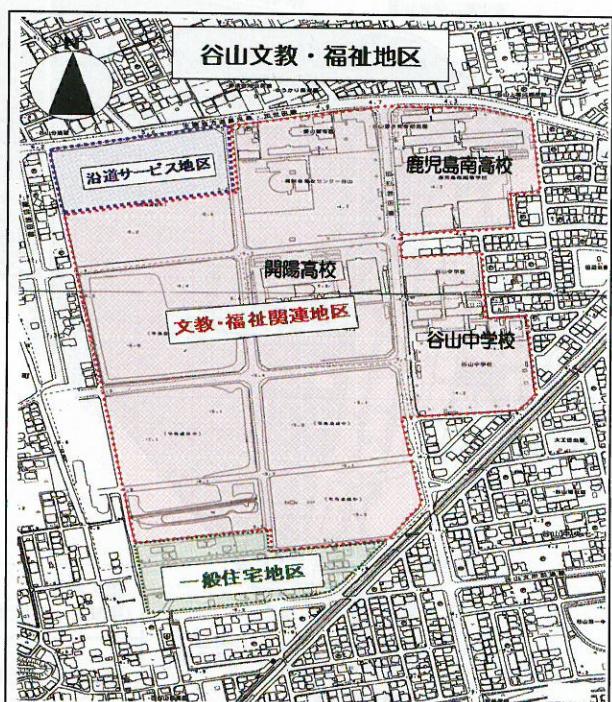


- 登記名義人が変わったとき。
(他人名義の土地に建物などを所有する人)
- 借地権の申告をするとき。
- 登記簿謄本の写しを添付して下さい
(住所を変更したとき)。
- 代理人を定めたとき。
- 土地区画整理事業の施行区域内での建築物及び工作物の新築や増・改築、土地の形質の変更、または移動の容易でない物件の設置・堆積を行うとき。（七六条許可）
- このような場合は、届出又は許可が必要になりますので、詳しいは『谷山第一地区係』にお問い合わせ下さい。

仮換地の売却について

土地区画整理事業施行区域内の土地の売買については、特に制限はありませんが、鹿児島市有地（小宅地対策用地・換地操作用地）を購入する確約をしている方は、仮換地の新たな所有者（買われる方）にこの確約を引き継いでいただくことになりますので、仮換地の売買にあたっては、そのことを新たな所有者によく理解していただき了承してもらう必要があります。

この場合、普通財産譲渡申込書等書類の提出をしていただかなければなりませんので、売買を行つ際には、必ず『谷山第一地区係』へ連絡ください。



※一部除外の区域もあります。